

名取市情報公開条例の解釈及び運用基準

名取市情報公開条例の解釈及び運用基準

目 次

第1章 総 則	
第1条 (目的)	3
第2条 (定義)	4
第3条 (解釈及び運用)	6
第4条 (利用者の責務)	7
第5条 (出資法人等の責務)	8
第5条の2 (指定管理者の責務等)	9
第2章 行政文書の開示等	
第6条 (開示請求権)	10
第7条 (開示請求の手続)	11
第8条 (開示請求に対する決定等)	12
第9条 (開示の実施)	14
第10条 (行政文書の開示義務)	16
第1号 法令秘	17
第2号 個人情報	18
第3号 事業情報	21
第4号 犯罪予防等関係情報	22
第5号 意思形成過程情報	23
第6号 事業執行過程情報	24
第11条 (部分開示)	25
第11条の2 (公益上の理由による裁量的開示)	26
第11条の3 (行政文書の存否に関する情報)	27
第11条の4 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	28
第12条 (費用の負担)	30
第12条の2 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	31
第13条 (審査会への諮問等)	32
第13条の2 (諮問等をした旨の通知)	35
第13条の3 (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続) ..	36
第14条 (他の制度との調整)	37
第1項・第2項	37
第3項・第4項	40
第3章 情報公開の総合的推進	
第15条 (情報公開の総合的推進)	41
第16条 (情報提供施策等の充実)	42
第4章 名取市情報公開審査会	
第17条 (設置等)	43
第18条 (組織)	43
第19条 (任期)	43
第20条 (会長)	43

第 21 条	(会議)	4 3
第 22 条	(審査会の調査権限)	4 3
第 23 条	(意見の陳述)	4 3
第 24 条	(意見書等の提出)	4 4
第 25 条	(提出資料の閲覧等)	4 4
第 26 条	(審査請求に関する調査審議の会議の非公開)	4 4
第 27 条	(答申書の公表等)	4 4
第 28 条	(秘密の保持)	4 4
第 28 条の 2	(委任)	4 4
第 5 章 雑 則		
第 29 条	(行政文書の管理)	4 7
第 30 条	(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)	4 8
第 31 条	(運用状況の公表)	4 9
第 32 条	(委任)	5 0
附 則		5 1

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、市民の行政文書の開示を求める権利及び市の保有する情報の公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の信頼と理解を深めるとともに、市民の市政の監視及び市政への参加の充実に期し、もって公正で民主的な開かれた市政の推進に資することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、第3条の規定と併せて条例の解釈及び運用の指針となるものである。

【解 釈】

- 1 「市民の行政文書の開示を求める権利」とは、実施機関が保有する行政文書について、当該行政文書の開示を求める市民の権利を設定するものであり、条例で定める要件を満たした行政文書の開示の請求者に対しては、実施機関は当該行政文書の閲覧、視聴、写しの交付その他物品の供与に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

なお、実施機関の行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）に対し、請求者が不服の場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく救済の道が開かれている。

- 2 「市の諸活動を市民に説明する責務」とは、市政は、真に市民の信託によるものであり、その権威は市民に由来し、その権力が市民の代表によって行使され、その福利は市民がこれを享受するという憲法が保障する民主主義の原則に基づいて行政を運営している以上、市民と行政との間には、市が市民に対してその信託を受けて行っているという委任者、受任者の関係があり、その意味から市が行う諸活動について説明しなければならない責務をいう。

【運 用】

行政文書の開示は、市民の開示請求権に基づいて行われるものであって、市が従来から行っている任意の情報提供とは本質的に異なるものである。しかし、行政文書の開示は、市民が請求すれば、市は原則としてその保有する全ての情報をありのまま公開するものであって、市民にとって容易に理解しやすいものではない側面をも持っている。

一方、情報提供は、市が市民にとって必要と認めた情報を広報媒体を通じて任意に提供するものであり、分かりやすい形に整理したり、説明を加えたりして多くの市民に理解しやすいものとして提供できる利点をもっている。

このように、行政文書の開示と情報提供とは、それぞれ独自の機能を分担して相互に補完しあうものであり、情報公開制度の実施に当たっては、両者が一体となって運用されることが必要である。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次号において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (2) 行政文書の開示 文書、図画又は写真を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。
- (3) 行政文書の特定 この条例の規定により開示の請求の対象となる行政文書の件名（当該情報の実施機関における利用目的又は事務事業に係る種類若しくは名称を含む。）を指定することをいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

【趣 旨】

本条は、この条例における基本的な用語の意義について定義したものである。

【解 釈】

1 第1号 「行政文書」

- (1) 本号は、この条例における情報の記録媒体としての「行政文書」の範囲と概念をその形態や文書事務の面から明らかにするものである。
- (2) 「実施機関の職員」とは、市長、行政委員会の委員及び監査委員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての市の職員をいう。したがって、議会にあっては、議会事務局の職員をいうものである。
- (3) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が職務の遂行者としての立場において作成し、又は取得したという趣旨である。
- (4) 「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

なお、「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関若しくは実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務及び法定受託事務（地方自治法第2条第9項）を含むものである。

ただし、実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項の規定により従事している地方共済組合の事務、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等は含まれない。

- (5) 「文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録」とは、条例の対象となる行政文書の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものであり、具体的には、次のとおりである。

ア 文書 起案文書、供覧文書、復命書、台帳、帳票類、刊行物等

イ 図画 地図、図面、設計図等

ウ 写真 印画紙に焼き付けたもの（ネガフィルムを含む。）

エ スライドフィルム 幻燈用スライドフィルム

オ マイクロフィルム イからニを撮影したマイクロフィルム

カ 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）具体的には、磁気テープ、磁気ディスク、録音テープ等をいう。

(6) 職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は行政文書ではない。ただし、決裁等に当たり必要に応じて起案文書等に添付された場合は、当該資料等を含め全体が行政文書となる。

(7) 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上必要なものとして保管・保存されているものをいう。

2 第2号 「行政文書の開示」

(1) 「行政文書の開示」とは、実施機関が開示請求者に対して行政文書を閲覧、視聴に供し、又はその写しの交付その他の物品の供与を行うことをいう。

(2) 行政文書のうち、文書、図画又は写真を開示する場合は、以下の方法により行うものである。

ア 行政文書の閲覧

イ 行政文書の写しの交付

ウ 行政文書の閲覧及び写しの交付

(3) 行政文書のうち、スライドフィルム又は電磁的記録を開示する場合は、視聴又は電磁的記録を複写した複製物の供与により行うものである。

3 第3号 「行政文書の特定」

(1) 「行政文書の特定」とは、開示の請求の対象となる情報が記録された行政文書を特に指定することであり、請求者が請求しようとする情報を実施機関の職員が認知できる状態にすることである。

4 第4号 「実施機関」

(1) 本号は、この条例により情報公開制度を実施する機関について定めたものである。

(2) 各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において管理し、執行する義務を負うものである。

(3) この条例における「実施機関」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）により独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関及び消防組織法（昭和22年法律第226号）による消防長並びに議会をいう。

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、この条例の解釈及び運用をするに当たっての基本的な考えを定めたものである。
- 2 本条前段は、市民の行政文書の開示を求める権利を十分尊重するため、行政文書の開示の請求に対して、第10条の規定に該当しない限り行政文書の開示をしなければならないとの観点からこの条例を解釈し、運用しなければならないという趣旨である。
- 3 本条後段は、情報公開制度が原則公開を基本理念とするものであっても、個人に関する情報については、基本的人権の尊重の観点から最大限の配慮を行い、この条例の解釈及び運用をしなければならないという趣旨である。

【解 釈】

- 1 「市民の行政文書の開示を求める権利を十分に尊重する」とは、この条例の基本理念である原則公開の精神にのっとり、情報公開制度が運用されなければならないことをいう。
特に、次の事項に留意するものとする。
第10条に規定する行政文書に該当するかどうかの判断に当たっては、「原則公開」の基本理念に基づき、適正に判断しなければならない。
行政文書の開示をするかどうかの決定（第8条第1項）、決定の通知（同条第2項）、行政文書の開示の実施（第9条）、審査請求があった場合（第13条、第13条の2及び第13条の3）等の手続においても、迅速に対応するよう努めなければならない。
- 2 「個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない」とは、原則公開を基本とする情報公開の下においても、通常他人に知られたくない個人に関する情報（いわゆるプライバシーに関する情報）の保護については、基本的人権の尊重という観点から最大限の配慮をしなければならないということである。
なお、本市においては、名取市個人情報保護条例（平成18年名取市条例第37号）により具体的な保護措置について規定している。

【運 用】

- 1 第10条第2号に規定する個人に関する情報については、この条例の運用に当たり、本条の趣旨に即して慎重に取り扱うこととする。
- 2 個人に関する情報が記録されている行政文書の管理については、特に十分な配慮を払わなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に用いなければならない。

【趣 旨】

本条は、この条例により行政文書の開示を受けたものの責務を定めたものである。

【解 釈】

- 1 「この条例の目的に即して」とは、第1条に掲げる市民の信頼と理解を深めるとともに、市民の市政の監視及び市政への参加の充実を期し、もって公正で民主的な開かれた市政を推進するという条例の目的に従ってという趣旨である。
- 2 「適正に用いなければならない」とは、行政文書の開示を受けたものは、行政文書の開示により得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、いやすくも、他人の権利及び利益の侵害その他この条例の目的に反して使用してはならないという趣旨である。

【運 用】

- 1 実施機関は、行政文書の開示をする場合、請求者に対し、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用するよう啓発に努めるものとする。
- 2 実施機関は、行政文書の開示により得られた情報が明らかに不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められた場合には、当該使用者にその情報の使用の中止を要請するものとする。
- 3 実施機関は、行政文書の開示により得られた情報が不適正に使用されたと認めるときは、当該不適正使用者に対し厳重に注意をするとともに、以後、その者からの請求に対しては特に慎重に対応するよう留意するものとする。

(出資法人等の責務)

第5条 市が出資又は財政的援助をする法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づき実施する情報の公開の施策に留意しつつ、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、出資又は財政的援助をする団体については、市が行う情報公開制度の施策に留意し、同様の施策を実施するよう努める責務があることを明らかにしたものである。

【解 釈】

- 1 「市が出資又は財政的援助をする法人のうち実施機関が定めるもの」とは、市が出資する法人又は財政的に援助する団体のうち、事業の内容が市の行政と密接な関連を持ち、市が行う事務事業の補完や代替的役割を果たしていることなどの理由で公共性や公益性が高いと判断して、実施機関が指定するものをいう。
- 2 「情報の公開に関し必要な措置」とは、この条例の情報の公開の内容に留意するとともに、独自に内部管理規程を設ける等の措置を講ずることをいう。

(指定管理者の責務等)

第5条の2 市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、この条例の趣旨に即して、その保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

2 市は、その設置する公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、公の施設の設置の目的及びその業務の内容に応じ、公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者について、公の施設の管理の公共性に鑑み、情報の公開を推進すべきであることから、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関して定めたものである。また、併せて指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずることを市の責務として定めたものである。

【解 釈】

1 第1項関係

市政運営の透明性の一層の向上を図るためには、実施機関や出資団体等のほか、市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者においても情報の公開が行われることが必要であることから、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を自主的に定めることとし、当該情報の一層の公開に努めなければならないことを明らかにしたものである。

2 第2項関係

市には、指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開の推進のため、必要な施策を講ずる責務があることを明らかにしたものである。

第2章 行政文書の開示等

(開示請求権)

第6条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

【趣 旨】

本条は、この条例により行政文書の開示を請求する権利を付与され、その権利に基づき行政文書の開示を請求することができるものの範囲を定めたものである。

【解 釈】

- 1 「何人も」とは、市民以外の者（外国人を含む。）も含まれるものである。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人格なき社団等」（民事訴訟法第29条）も含まれる。

- 2 開示請求権の一般的性格について

何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、開示請求権が何人であるかによって、又は開示請求権者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的な事情によって、当該行政文書の開示・非開示の結論が変わるものではない。したがって、実施機関は、開示請求者に対し、開示を請求する理由又は利用の目的等の個別的な事情を問うべきではない。

【運 用】

- 1 代理人による請求については、代理関係を証明する書類（委任状等）の提出を求めて確認するものとする。
- 2 未成年者又は成年被後見人であっても、自ら開示請求の意思表示をすることができる場合は、行政文書の開示の請求をすることができる。開示を受けた行政文書の意義、内容等を理解でき、かつ、費用負担の能力があるものと認められる場合は、単独の開示請求を認めることとし、それ以外については、親権者等法定代理人が請求するものとする。

(開示請求の手続)

第7条 開示請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 行政文書の特定に必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認める場合は、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、行政文書の開示の請求の具体的な手続を定めたものであり、行政文書の開示を請求する場合は、実施機関の職員と開示請求しようとする行政文書の特定を行い、本条第1項各号に定める事項を記載した請求書を提出しなければならないとする趣旨である。

【解 釈】

- 1 行政文書の開示の請求は、請求権者が権利の行使として、実施機関に行政文書の開示をする旨又は行政文書の開示をしない旨の決定という行政処分を法的に求める手続であり、場合によっては、審査請求又は行政事件訴訟になることも予想されるため、事実関係を明確にしておく必要性から請求の手続を書面により行うこととしたものである。
- 2 「提出」とは、開示請求書を総務課の窓口（市政情報コーナー）に提出することをいう。
- 3 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等であつて、法人格を有しないが当該団体の規約及び代表者の定めがある団体を含む。
- 4 「相当の期間」とは、社会通念上必要とされる期間をいい、個々具体的な事案によって判断することとなるものである。

【運 用】

行政文書の開示に係る具体的な事務の取扱いについては、それぞれの実施機関が定める規則又は規程（以下「規則等」という。）及び情報公開事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

(開示請求に対する決定等)

第8条 実施機関は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定、第11条の3の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求のあった日に行政文書の全部を開示する旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。

3 実施機関は、行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を前項の書面に具体的に記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができない場合は、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求書の提出があった場合において、請求の対象となった行政文書について実施機関が行う開示決定等及びその旨の通知に関して、その内容及び手続について定めたものである。

【解 釈】

1 第1項関係

(1) 本項は、開示請求書が提出されたときは、当該請求書が提出された日から起算して15日以内に実施機関が開示決定等を行わなければならない義務を負うことを定めたものである。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合は、当該補正に要した日数を除く。

(2) 「開示請求のあった日」とは、総務課（市政情報コーナー）の窓口において請求書を受け付けた日をもって取り扱うものとする。

(3) (1)に規定する期間（以下「開示決定期間」という。）の末日が休日（名取市の休日を定める条例（平成元年名取市条例第16号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。

(4) 行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定、開示請求を拒否する旨の決定は、第10条各号に該当するかどうかを判断して行う必要がある。

(5) 「行政文書を保有していない」とは、次のような場合をいう。

ア 当該請求に係る行政文書を取り扱う事務そのものが存在しないとき。

イ 行政文書の保存年限の経過等により、当該請求に係る行政文書が存在しないとき。

2 第2項関係

(1) 「書面により通知しなければならない」とは、実施機関の決定は行政処分であり、行政文書の開示請求を書面により提出させることとした前条の規定と同様の趣旨である。

(2) 通知は、決定の区分に応じ、規則等で定める様式により行うものとする。

(3) 第2項ただし書きは、他の法令等により縦覧若しくは閲覧が認められている行政文書又はこれまでの開示決定において全部開示の決定を行った行政文書等であって、全部開示が可能

と判断されるものについては、開示請求者の利便性の向上を図るため、迅速な内部手続により開示決定すべきであると考えられることから、このような行政文書について開示請求があったときは、実施機関は口頭により開示決定の通知を行うことができるようにしたものである。

- (4) 実施機関は、第2項ただし書きの規定により口頭により開示決定の通知を行ったときは、その事務事業に著しい支障が生ずる場合行政文書が著しく大量である場合その他実施機関において即時に開示の対応をすることが困難である場合を除き、開示請求があった日に開示するよう努めなければならない。

3 第3項関係

- (1) 行政文書の一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定をした場合は、第10条各号の規定のいずれに該当するのか、具体的に理由を記載した通知書によって、また、第11条の3の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合、開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定をした場合についても開示請求者に具体的に理由を記載した通知書によって、通知しなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
- (2) 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、おおむね1年以内において一定の期間が経過することにより、第10条各号に該当する理由が消滅することが確実であり、開示請求に係る行政文書を開示することができるようになる期日があらかじめ明示できる場合をいう。

なお、この期日の明示は、請求対象となった行政文書が開示できるようになる期日を教示するものであり、その期日に当該行政文書を開示することを意味するものではないことから、請求者は、その期日以後に改めて当該行政文書の開示請求をしなければならない。

4 第4項関係

- (1) 本項は、第1項の開示決定期間の延長を定めたものである。
- (2) 「やむを得ない理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、第1項に規定する期間内に開示決定等ができない合理的理由をいい、おおむね、次のような場合をいう。
- ア 請求に係る行政文書が大量であり、また、その内容が複雑であるほか、開示決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合
- イ 天災等が発生し、緊急を要する業務処理のため、開示決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合
- ウ 年末年始等公務を行わない日が含まれる場合その他開示決定期間内に開示決定等を行うことが困難である合理的な理由がある場合
- (3) 延長の期間は、請求に係る行政文書について開示決定等をするために必要とされる合理的なものでなければならない。

なお、この場合においても第1項の趣旨に沿って対応しなければならない。

【運用】

行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときに理由を具体的に記載しなければならないこととしたのは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分理由を相手方に知らせるためであり、市の説明責任を本条例の目的に明記したことから、従前にも増して明確でわかりやすく記載することとしたものである。また、理由の記載は、適法な決定をするための要件であり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の開示決定等は、瑕疵ある行政処分とみなされることがあるので、理由は明確に記載するものとする。

(開示の実施)

第9条 実施機関は、前条第1項の行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。

2 閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

【趣 旨】

1 本条第1項及び第2項の規定は、実施機関が行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合の行政文書の開示の方法及び手続について定めたものである。

2 本条第3項の規定は、開示決定後、一定の合理的な期間が経過すれば、開示決定を受けた者が当該開示決定に係る行政文書の開示を受けられなくなることを定めたものである。

【解 釈】

1 第1項関係

(1) 本項は、実施機関が前条第1項に基づき開示決定をしたときは、開示請求者に対して、速やかに行政文書を開示しなければならない旨及び開示の際の実施手続について定めたものである。

(2) 「開示請求者」とは、開示請求者本人のほか法定代理人による開示請求である場合は、当該法定代理人をいう。

(3) 「行政文書の開示をしなければならない」とは、決定に係る行政文書の原本を閲覧、視聴に供し、又はその写しを交付その他物品を供与することをいう。

2 第2項関係

(1) 本項は、行政文書の原本そのものを開示することに支障があるときは、第1項の例外として、その写しを対象とすることができる旨を規定したものである。

(2) 「行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき」とは、行政文書の形態、形状から当該行政文書を汚損し、又は破損する可能性が高い場合をいう。

(3) 「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

ア 台帳等の日常業務に使用している行政文書で、原本を開示することにより事務に支障が生ずる場合

イ 歴史的、文化的価値がある行政文書で慎重な取扱いを要する場合

ウ 第11条の部分開示を行う場合

エ その他行政文書の管理上相当の理由がある場合

3 第3項関係

(1) 「通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない」とは、通知のあつた日の翌日から起算して、当該期間内に開示を受けなければならないということで、当該期間の末日が休日に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。

なお、当該期間を経過した場合に開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必

要になる。

- (2) 「当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない」とは、期間を制限して確保する利益と開示決定の通知を受けた者の開示を受ける権利利益との調整を図り、期間内に開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、90 日期間経過後であっても開示を受けることができることとしたものである。

90 日の期間経過後に開示の実施について申出があった場合は、実施機関は、期間内に開示を受けることができなかったことについての正当な理由の有無の審査をし、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。また、「正当な理由があるとき」とは、災害、疾病など社会通念上相当と認められる理由がある場合をいう。

【運 用】

行政文書の開示の方法に関する具体的な事務取扱いについては、規則等及び事務取扱要領に定めるところにより行うものとする。

(行政文書の開示事務)

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、行政文書の開示請求に対して、実施機関は行政文書に非開示情報が記録されている場合を除き、行政文書の開示をしなければならない義務について定めたものである。
- 2 本条の基本的な考え方は、行政文書の開示を請求しようとするものの請求する権利と請求された行政文書に記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

【解 釈】

- 1 本条各号は、原則公開の例外を規定したもので、合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型化したものである。
- 2 「行政文書を開示しなければならない」とは、請求のあった行政文書に本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に行政文書を開示しなければならない義務を課すものである。

【運 用】

- 1 本条と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定されている公務員の守秘義務との関係については、次のように考えられる。
本条は、行政文書における非開示情報の範囲を定めているのに対して、守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者はその趣旨及び目的を異にしている。
しかし、本条各号に掲げる情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、本条各号のいずれにも該当しないとして公開される情報は、守秘義務の対象である秘密には該当しない。
- 2 地方自治法第100条第1項、民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、行政文書の提出又は閲覧等を要求されることがある。これらの要求は、情報公開による請求とは異なるので、本条各号に該当するかどうかをもって当該要求に応ずるかどうかを決定することはできない。これらの要求の目的、対象行政文書の内容、法令の趣旨等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定するものとする。
- 3 本条各号に該当すると考えられる情報が記録されている行政文書については、常に行政文書すべての開示ができないものであると固定的に考えるのではなく、部分開示となる場合、また、請求時期によっては行政文書の開示ができる場合もあり得ること、さらに、第11条の2による公益上の理由により裁量的に開示ができる場合もあり得ることに留意する必要がある。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により開示することができないとされている情報
--

【趣 旨】

本号は、法令の規定により公開することができないとされている情報が記録されている行政文書は、この条例においても行政文書の開示をしないことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「法令」とは、法律、政令及び省令その他の命令をいう。
- 2 「開示することができないとされている情報」とは、法令の規定により明らかに開示することができないと定められている情報のほか、法令の趣旨、目的等から開示できないと認められる情報をいい、次のような情報をいう。
 - (1) 明文の規定で開示が禁止されている情報
 - (2) 個別法により守秘義務の対象とされている情報
 - (3) 手続の公開が禁止されている調停、仲裁等に関する情報
 - (4) その他法令の趣旨及び目的等から開示することができないと明らかに認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示され、又は開示することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣 旨】

- 1 本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は、識別され得るような情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものであり、併せて特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのある情報が記録されている行政文書についても、開示をしないことを定めたものである。
- 2 本号では、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は包括的に行政文書の開示をしないこととした。ただし、法令の規定により又は慣行として開示され、又は開示することが予定されている情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、又は当該個人が公務員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員及び職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員及び職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については、非開示情報には該当しないこととしたものである。

【解 釈】

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、成績、職歴、家族状況、親族関係、所得、財産等個人に関するすべての情報をいう。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本号から除き、第3号の規定により判断することとしている。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人情報、本号により行政文書の開示をするかどうかの判断が行われることとなる。
- 3 「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、若しくは識別できる可能性のあるものをいい、次のような情報をいう。
 - (1) 氏名、住所等その情報から直接的に特定の個人が識別されるもの

(2) 他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るもの

- 4 「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」とは、例えば、個人の著作物であって個人識別性が認められない未発表の研究論文等の情報が該当するものである。つまり、仮に個人識別性のない個人情報であっても、開示することにより、個人の権利利益が害されるおそれのあるものがあれば、これを非開示とする合理的な必要性が認められるので、加えて非開示情報として明示したものである。

5 ただし書ア

- (1) 「法令の規定により開示され又は開示することが予定されている情報」とは、法令の規定により何人でも閲覧することができると定められている個人に関する情報が行政文書の一部に含まれているときは、その部分については何人でも容易に入手できる情報であるから、非開示情報には該当しないということであり、閲覧を利害関係人のみに限って認めているものではない。

なお、法令に何人でもと規定されていても、請求の目的等により制限されている場合（例えば、住民基本台帳法第11条第1項に対する同条第3項）は、実質的には何人にも閲覧を認めるという趣旨ではないと解されるので、この規定には該当しない。

- (2) 「慣行として開示され、又は開示することが予定されている情報」とは、一般に公表されている、又は公表することが予定されている情報であり、これを開示しても、一般に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報又は個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるものが、非開示情報には該当しないということである。

この項目に該当する情報としては、次のようなものがある。

ア 公表することを目的として作成された情報

イ 当該個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提として提供した情報

ウ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報

エ 従来から慣行上公表している情報であって、公表しても社会通念上、個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるもの

6 ただし書イ

- (1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」とは、開示することにより侵害される個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るときには、個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められることから、非開示情報から除くこととしたものである。開示することが必要かどうかの判断は、非開示により保護される第三者の利益と開示により保護される利益について、個別の事案に応じて慎重に比較衡量した上で判断することになる。

なお、人の生命、健康等に現実に被害が発生している場合に限らず、将来的にこれらが侵害される可能性が高い場合も含まれる。

- (2) 本号ただし書きの規定により開示しようとする場合には、当該第三者の権利利益を保護するため、開示決定に先立ち、第11条の4第2項第1号の規定により、当該第三者に対して意見を聴かなければならない。

7 ただし書ウ

- (1) 公務員等といえども、個人としての権利利益を保護される必要がある一方、市の説明責任の観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示情報から除くこととしたものである。

- (2) 「職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名（役職名、補職名を含む。）をいう。
- (3) 「当該職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその機関の一員として、その相当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、健康状態等明らかに個人に関する情報であるものや、勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員等としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

【運 用】

- 1 個人に関する情報は、一度公開されると本人に回復し難い損害を与えることがある。このため、条例第3条において、「実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない」と規定したところであり、個人のプライバシーに関する情報は、個人の尊厳の確保及び基本的人権の尊重の観点から最大限に保護されなければならない。
- 2 特定の個人が識別され得るのは、通常住所及び氏名により行われるので、これらが記録されている行政文書の場合は、おおむね本号に該当すると考えられる。ただし、氏名、住所等を除くことにより、特定の個人が識別され得ることなく、さらに開示することにより、個人の権利利益が害されるおそれがない場合で、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に行政文書の一部を分離することができるときは、当該氏名、住所等を除いたその他の部分について行政文書の開示をしなければならない。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なうと認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

【趣 旨】

- 1 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨であり、開示することにより法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。
- 2 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じる危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については、本号本文に該当する場合であっても、非開示情報には該当しないこととしたものである。

【解 釈】

- 1 「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人を除く。）」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人を除くすべての法人をいう。
なお、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人については、その公共的性格に鑑み、本号の法人の範囲から除外する。
- 2 「その他の団体」とは、第7条第1項第1号の「その他の団体」である。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得など事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本号に該当せず、第2号の規定により判断する。
- 5 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なうと認められるもの」とは次のような情報をいう。
 - (1) 生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であつて、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
 - (2) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であつて、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
 - (3) その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報
- 6 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止、拡大防止又は再発防止のため、開示することが必要であると認められる情報をいう。

(4) 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、個人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
--

【趣 旨】

本号は、市は公共の安全と秩序を維持し、市民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報が記録されている行政文書については、行政文書を開示しないことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
- 2 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪であると思料するときに、公訴の提起などのために、犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 3 「個人の生命、身体又は財産の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から人の生命、身体又は財産を犯罪の危害等から保護することをいう。
- 4 「支障が生ずるおそれのある情報」とは、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある次のような情報をいう。
 - (1) 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
 - (2) 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報
 - (3) 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
 - (4) 犯罪目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報

(5) 市又は国等（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。）の事務事業に係る意思形成過程において行われる実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であつて、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成過程に支障が生ずると明らかに認められるもの

【趣 旨】

- 1 本号は、開示することにより、市又は国等の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書を開示しないことを定めたものである。開示をしないことを定めたものである。したがって、行政文書の開示をしない場合とは、市政運営の説明責任の観点から、客観的かつ明白に支障が生ずると判断される情報が行政文書に記録されている場合だけに限られるものである。
- 2 市又は国等の最終的な意思は、機関内部での調査、研究、企画、調整、検討又は関係機関との審議、協議等を繰り返しながら形成されるのが一般的であり、このような最終的な意思決定に至る過程における情報の中には、開示することにより、市民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことがあり、また、機関内部の会議等における自由な意見交換、情報交換が阻害されるものがある。

このような事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成過程に支障が生ずると明らかに認められる場合には、行政文書を開示しないこととしたものである。

【解 釈】

- 1 「事務事業に係る意思形成過程」とは、事務事業において個別の事案については決裁等の事務手続が終了しているが、未だ当該事務事業の最終的意思決定が終了していない段階をいう。
- 2 「実施機関内部」とは、市の執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含むものである。
- 3 「審議、検討、調査、研究等に関する情報」とは、市内部又は市と国等との間において実施している事務事業の最終的な意思形成が終了するまでの間に行う機関内部の審議、検討、調査、研究等に関する情報のほか、会議協議文書等による照会、回答等において実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 4 「開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成過程に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、次のようなものをいう。
 - (1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であつて、開示することにより、市民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの
 - (2) 行政内部の各種会議、意見交換の記録等で、開示することにより、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられることが明らかに認められる情報
 - (3) 調査、試験研究等の結果等又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、開示することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えると明らかに認められる情報
 - (4) 審議、検討、調査、研究等の為に収集、取得した資料等で、開示することにより、行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になると明らかに認められる情報
 - (5) その他開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報

(6) 市又は国等が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

【趣 旨】

本号は、開示することにより、市又は国等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている行政文書については、当該行政文書を開示しないことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 本号に列挙されている事務は、典型的な事務事業の例示である。
 - (1) 「検査、監査、取締り」とは、市又は国等の機関が権限に基づき行う検査、指導、監査、取締り等をいう。
 - (2) 「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいう。
 - (3) 「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等において、相互の利害関係事項について協議し、決定するために折衝することをいう。
 - (4) 「渉外」とは、市の行財政運営等の推進のため、外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、儀礼、交際等の対外的事務事業をいう。
 - (5) 「入札」とは、工事発注、物品購入等に係る競争入札をいう。
- 2 「その他の事務事業」とは、1に例示的に列挙した事務事業のほか、市又は国等の機関が行う一切の事務事業をいう。
- 3 「事務事業に関する情報」とは、当該事務事業に直接かかわる情報だけではなく、当該事務事業の実施に影響を与える関連情報を含む。
- 4 「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 開示することにより、当該事務事業を実施する目的、意味が失われると認められる情報
 - (2) 開示することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務事業の実施が大幅に遅れるなど行政が著しく混乱すると認められる情報
 - (3) 開示することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えることが認められる情報
 - (4) その他開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる情報

(部分開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に前条の規定により開示することができない情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

【趣 旨】

- 1 本条は、行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて、開示しなければならないことについて定めたものである。
- 2 行政文書の開示請求に対しては、原則開示の趣旨から、当該行政文書の一部に第10条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該行政文書の全体について行政文書の開示をしないとするものでなく、行政文書に非開示情報が記録されている部分を除いて、その他の部分について行政文書の開示をしなければならないとする趣旨である。

【解 釈】

- 1 「容易に」とは、請求のあった行政文書に非開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区分するに当たって、行政文書を損傷することなく、かつ、過度の費用と時間等を要しないことをいう。
- 2 「有意の情報が記録されていない」とは、残りの部分に記録されている内容が公表情報だけとなる場合、無意味な文字、数字の羅列となる場合等をいうものである。

【運 用】

- 1 部分開示の規定は、原則開示の趣旨に即して設けられたものであるので、開示請求者の行政文書の開示を請求する権利ができるだけ尊重されるように判断するものとする。
- 2 請求の趣旨は、原則として請求書の記載事項から判断するが、判断し難い場合には、必要に応じて開示請求者に確認するものとする。
- 3 部分開示の具体的な事務取扱いについては、事務取扱要領に定めるところにより行うものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第11条の2 実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【趣 旨】

- 1 本条は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが公益上特に必要であると認めるときは、当該行政文書を開示することができることを定めたものである。

【解 釈】

実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報が現に発生しているか、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要がある場合等で、開示することが公益上特に必要であると認めるときは、当該行政文書について開示をすることができることとしたものである。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断し、公益上特に開示する必要があると認めるときということである。

なお、「公益」とは、具体的には、開示請求の内容、性質等により、社会通念上、個々具体的に判断されるものである。

(行政文書の存否に関する情報)

第11条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣 旨】

市が保有する行政文書には、その存在の有無すなわち当該情報の存否を明らかにするだけで、非開示情報の規定により保護される利益が害されることとなる場合がある。

市には、開示請求の対象となる情報の存否を明かすこと自体がプライバシー、企業秘密、犯罪捜査等の支障が及ぶことがあり、これらの情報に関する行政文書を実施機関が保有している場合に、開示請求に対して当該行政文書は非開示情報に該当しているので開示できないと答えてしまえば、その情報が存在していることが開示請求者に分かってしまう。また、実際に開示請求に係る文書がない場合、実施機関は当該行政文書は不存在と答えることになり、いずれにせよ開示請求者に情報の有無が分かってしまう。

本条は、このような場合に、その行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否できる権限を実施機関に付与することを規定したものである。

【解 釈】

- 1 「非開示情報を開示することとなる時」とは、非開示情報の規定により保護される利益が害されることになることをいう。
- 2 この条に該当する事例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 特定の個人の病歴に関する情報について開示請求がなされた場合
 - (2) 特定の個人の措置入院に関する情報について開示請求がなされた場合
 - (3) 特定の個人の生活保護の申請等に関する情報について開示請求がなされた場合
 - (4) 特定の企業の設備投資計画・開発計画に関する情報について開示請求がなされた場合

【運 用】

- 1 本条により開示請求を拒否するときは、第8条第1項の開示請求を拒否する旨の決定を行うこととなる。当該決定は、行政処分にあたるものであるから、実施機関は、この決定に際し、必要にして十分な拒否理由の提示をすることが義務付けられる。(行政手続条例第8条)。また、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定に基づく訴訟により救済の道が開かれているものである。
- 2 本条の規定は、例外的な規定であり、適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条の4 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第13条の2第3号及び第13条の3において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第10条第2号イ又は同条第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第11条の2の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第13条第1項第2号及び第13条の2第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与等、争訟の機会の確保等について定めたものである。

【解 釈】

1 第1項関係

意見書の提出の機会の付与は、開示請求のあった行政文書に第三者に対する情報が記録されている場合に、当該第三者の意見を聴取し、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該行政文書に対する開示決定等の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者の意見を聴くことを義務付けるものではなく、また、第三者の意見に拘束されるものでもない。

2 第2項関係

(1) 第三者に関する情報が記録された行政文書に人の生命、健康等の保護又は公益上特に必要があると認められる情報が記録されているときは、関係者との調整の必要性が認められるため、実施機関は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならないこととしたものである。

なお、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでないことは、第1項の場合と同様である。

(2) 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、同項が意見書を提出する機会を義務付けており、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の

所在を探知できない場合に、手続が進まなくなることを避けるためのものである。

3 第3項関係

- (1) 第3項を適用する場合を、「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を付与した場合であっても、当該第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会（審査請求又は取消訴訟）を確保する必要はないためである。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立を行うことを要する。

- (2) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、開示を実施する日までの期間を明確にしたものである。

なお、実施機関の開示決定等に不服がある場合の審査請求期間は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内となっているが、「少なくとも2週間」としたのは、事前に当該第三者に意見書の提出の機会を与えていることを踏まえたものである。

(費用の負担)

第12条 第6条の行政文書の開示又は第25条第1項の閲覧等を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

【趣 旨】

本条は、第6条の行政文書の開示又は第25条第1項の閲覧等を請求して、文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「その他の物品の供与」とは、電磁的記録等を複写した複製物を供与することをいう。
- 2 「供与に要する費用」とは、行政文書を乾式複写機等によって複写することに要する経費並びに写し及び物品の送付に要する郵送料をいう。

【運 用】

- 1 費用の徴収事務は、総務課で行うものとする。
- 2 費用の徴収等に関する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要領等に定めるところにより行うものとする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第12条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣 旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為（以下「条例に基づく処分等」という。）に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の審理員に関する規定は適用しないことを定めたものである。行政不服審査法においては、審理の公正性を担保するため、処分等に関与しない職員から指名される審理員により審理手続が行われる審理員制度が導入されているが、条例に基づく処分等に対する審査請求については、第三者性を有する名取市情報公開審査会において、審理の客観性及び公正性が確保されていることから、同法第9条第1項ただし書の規定により、審理員に関する規定を適用除外とする特別の定めを設けたものである。

【解 釈】

本条により、条例に基づく処分等に対する審査請求については、審査会で審議を行うこととし、審理員による審理を行わないこととなるが、この場合、行政不服審査法第9条第3項の規定により、同法第42条（審理員意見書）の規定が適用除外となり、同法第43条第1項の同法第81条第1項の機関への諮問の規定も適用されなくなるものである。

【運 用】

条例に基づく処分等に対する審査請求については審理員による審理の規定が適用除外となるが、この場合においても、行政不服審査法第2章第3節の審理手続に関する規定は適用除外とならない。したがって、実施機関は、行政不服審査法第9条第3項の規定による読替後の同法第2章第3節の審理手続（口頭意見陳述、提出書類等の閲覧等）に審査庁として対応する場合があり得ることに留意する必要がある。

(審査会への諮問等)

第13条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下第3項までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、名取市情報公開審査会（以下この条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）

2 前項の場合において、実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申があった場合は、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

4 前3項の規定は、議会に対する開示請求に係る開示決定等について準用する。この場合において、第1項中「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下第3項までにおいて同じ。）」とあり、並びに第2項及び第3項中「実施機関」とあるのは「議会」と、第1項中「諮問し」とあるのは「意見を求め」と、第3項中「諮問」とあるのは「意見の求め」と、「答申」とあるのは「回答」と読み替えるものとする。

【趣 旨】

本条は、開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の手続等を定めたものである。

【解 釈】

1 第1項関係

(1) 開示請求に係る不作為に対する審査請求については、迅速な処分を促すにとどまらず、不作為の有無、不作為の違法又は不当の有無を審理し、当該申請に対して一定の処分をすべきか否かについての審理が求められることから、審査会の諮問対象とするものである。

(2) 本項は、第8条第1項の決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、公正かつ客観的な判断を確保するため、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、名取市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問することを義務付けたものである。

(3) 水道事業所については、現在本市では管理者をおいていないことから、実施機関である市長に包含されるものである。

(4) 「次の各号のいずれかに該当するとき」とは、審査会に諮問をする必要がない場合として第1号又は第2号に該当する場合をいい、諮問義務の例外としている。

ア 第1号関係

「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求が、審査の結果、審査請求人としての適格性がないため却下する場合及び審査請求期間の徒過等の要件不備により却下する場合などをいう。

イ 第2号関係

(ア) 本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるものであり、審査会に諮問する必要がないため、諮問義務の対象外としている。

第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。

(イ)「当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が非開示とされた行政文書のうち一部についてのみ審査請求をした場合に、当該部分のすべてについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が非開示を争わなかった部分については、対象とならない。

(ウ)「当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く」とは、紛争の一回的解決を図る趣旨で設けたものである。

利害関係が相反する者が存在する場合に、審査請求に対する裁決で開示決定等を取り消し、行政文書の開示をすることとすると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかしながら、審査会に対する諮問制度を設けた趣旨に鑑み、このようなケースについては審査請求の段階で審査会の答申を踏まえることが適当であり、利害関係が相反する者が存在することが明白な場合、すなわち、第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって行政文書の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしているときには、審査会へ諮問しなければならないこととしたものである。

2 第2項関係

「審議に必要な資料を提出するものとする」とは、実施機関の説明責任と審議の迅速化の観点から、諮問する場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 行政文書開示請求書の写し
- (3) 決定通知書の写し
- (4) 審査請求に係る経過説明書
- (5) 当該諮問に係る事案の概要書
- (6) 開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を分類し、又は整理した資料
- (7) その他必要な資料（開示決定等に係る行政文書の写し等）

3 第3項関係

「答申を尊重して」とは、実施機関は、審査会から答申を受けた場合、審査会が実質上の救済機関として機能するよう設置されたものであることに鑑み、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないということである。

4 第4項関係

情報公開条例の規定に基づく開示請求が拒否された場合、一般に、行政不服審査法の規定に基づき審査請求ができる。

実施機関に審査請求がなされた場合、実施機関の諮問を受けて答申を行う第三者的な救済機関を設け、市民等の権利の保障に寄与している。この救済機関に対し、市長以外の行政委員会が市長と同様、諮問し、答申を受けることは認められているが、議会については、本来執行機関に対し監視機能を有し、むしろ、市長に対する諮問答申権を有していることから、附属機関を持つことは地方自治法上想定し得ないことであり、このような規定は存在しない。

したがって、議会は、この救済機関に対し、諮問し、又は答申を受けることはできないと考えられている。ただし、運用上の措置としてこの救済機関に対し、意見具申といった意見を求めることは差し支えないと考えられるため、議会についても他の実施機関と同様の義務を課し

たものである。

【運 用】

審査請求に対する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要領に定めるところにより行うものとする。

(諮問等をした旨の通知)

第13条の2 前条第1項又は第4項の規定により諮問をし、又は意見を求めた実施機関又は議会(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をし、又は意見を求めた旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

【趣 旨】

本条は、諮問実施機関が審査会に対し諮問をした場合は、説明責任の観点から、関係者に諮問をした旨を通知することを定めたものである。

【解 釈】

- 1 通知すべき相手方の範囲は、審査請求に既に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者(開示請求者及び当該審査請求に係る開示決定等について反対意見を提出した第三者)である。
- 2 「参加人」(第1号から第3号まで)とは、実施機関の裁決に利害関係を有するものであって審査請求に係る審査手続に参加するものをいう。

【運 用】

諮問をした旨の通知に関する具体的な事務取扱については、事務取扱要領の定めるところにより行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第13条の3 第11条の4第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

【趣 旨】

本条は、第三者に関する情報が記載されている行政文書の開示決定に対する当該第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は開示決定等を変更して当該行政文書を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

【解 釈】

- 1 「第11条の4第3項の規定を準用する」とは、本条第1号及び第2号に掲げる裁決をする場合には、実施機関は、当該裁決の日と開示の実施の日との間に少なくとも2週間を置かなければならないこと、また、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことをいう。
- 2 裁決で審査請求に係る開示決定等を取り消し、実施機関が新たに行う開示決定は、第8条の規定に基づくものであるので、第11条の4第3項の規定が適用される。

(他の制度との調整)

- 第14条 この章の規定は、他の法令（名取市個人情報保護条例（平成18年名取市条例第37号）を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第2条第2号に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同号の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第2号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣 旨】

本条は、この条例と他の法令による開示の実施との調整について定めたものであり、本条第1項は、他の法令の規定により、本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しないことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 この条例の対象となる行政文書について、他の法令の規定により、条例第2条第2号に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、同一の方法による開示に係る行政文書については、適用しない。
- 2 他の法令の規定で閲覧等の期間、対象者、方法又は閲覧等を行うことができる行政文書の範囲等を限定している場合において、他の法令が直接定めていない事項については、この条例の定めるところによることとなるが、当該他の法令の趣旨を踏まえて、行政文書を開示するかどうかの決定をすることになる。

【運 用】

他の法令による閲覧等の手続の主な例及びこの条例との調整は、次のとおりである。

1 法令の規定による閲覧等の手続の主な例

(1) 閲覧の手続を定めているもの

- ア 固定資産課税台帳（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の2第1項）
- イ 住居表示台帳又はその写し（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第9条第2項）
- ウ 地価公示台帳、地価公示図書（地価公示法（昭和44年法律第49号）第7条第2項）
- エ 住民基本台帳の一部の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項、第11条の2第1項）
- オ 道路台帳（道路法（昭和27年法律第180号）第28条第3項）
- カ 公共下水道台帳（下水道法（昭和33年法律第79号）第23条第3項）
- キ 都市公園台帳（都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条第3項）
- ク 建築計画概要書、築造計画概要書等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4）
- ケ 選挙人名簿の抄本（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項、28条の3第1項）

- コ 選挙運動に関する収入及び支出の報告書（公職選挙法第 192 条第 4 項）
- サ 当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 18 条第 1 項、行政手続条例第 18 条第 1 項）
- シ 聴聞の審理の経過を記載した調書、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書（行政手続法第 24 条第 4 項、行政手続条例第 24 条第 4 項）

(2) 縦覧の手続を定めているもの

- ア 土地・家屋価格等縦覧帳簿（地方税法第 416 条第 1 項）
- イ 都市計画の案（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項）
- ウ 都市計画の決定に係る図書又はその写し（都市計画法第 20 条第 2 項）
- エ 都市計画事業の認可に係る図書の写し（都市計画法第 62 条第 2 項）
- オ 公共下水道の供用又は下水の処理開始、その区域の図面（告示）（下水道法第 9 条第 1 項）
- カ 市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書（都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 55 条第 2 項）
- キ 選挙人名簿（公職選挙法第 23 条第 1 項）
- ク 申請・認可に係る建築協定書（建築基準法第 71 条及び第 73 条第 3 項）
- ケ 事業認定申請書及び添付書類（土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 2 項）
- コ 農業委員会議事録（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 27 条）

(3) 謄本、抄本その他の写しの交付手続を定めているもの

- ア 住民票の写し（謄本、抄本）又は住民票に記載した事項に関する証明書（住民基本台帳法第 12 条第 1 項及び第 2 項）
- イ 戸籍の附票の写し（住民基本台帳法第 20 条第 1 項）
- ウ 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項）
- エ 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（戸籍法第 12 条の 2 第 1 項）
- オ 納税証明の交付（地方税法第 20 条の 10）
- カ 当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面（行政手続条例第 33 条第 2 項）

2 条例との関係

他の法令の規定による閲覧等においては、閲覧等の請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等を行うことができる行政文書の範囲について限定している場合、あるいは閲覧又は縦覧の手続について定めているだけで、謄本、抄本等の交付について何ら規定していない場合があるが、このような場合における法令とこの条例との調整は、次により行うものとする。

(1) 請求者の範囲を限定しているもの

- ア 他の法令に定められている請求者については、当該法令の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用にならない。
- イ 他の法令により定められている請求者以外のものについては、他の法令の規定により閲覧等を行うことができる場合に該当しないから、この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求することができる。

(2) 閲覧等の期間を限定している場合

ア 他の法令で閲覧等の期間を限定している場合には、当該期間内については、当該法令の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定の適用にならない。

イ 当該期間の前後については、他の法令の規定により閲覧等を受けることができる場合に該当しないので、この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求することができる。

(3) 閲覧等の行政文書の範囲を限定している場合

ア 他の法令で閲覧等を行う行政文書の範囲を限定している場合には、限定して認められている行政文書の閲覧等については、当該法令の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用にならない。

イ 限定されている範囲以外の行政文書の閲覧等については、他の法令の規定により閲覧等を受けることができる場合に該当しないので、この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求することができる。

(4) 閲覧又は縦覧の手続についてのみ定められており、謄本、抄本等の交付に関する規定のない場合

ア 行政文書の閲覧については、他の法令の規定により手続が定められていることになるので、この条例の規定は適用にならない。

イ 行政文書の写しの交付については、他の法令の規定により閲覧等を行うことができる場合に該当しないので、この条例の定めるところにより行政文書の写しの交付を申請することができる。

3 2の場合において、実際に行政文書を開示するかどうかについては、非開示情報（第10条各号）に該当するかどうかにより判断するものであるが、特に、法令が請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等の行政文書の範囲を限定して定めている趣旨について十分検討する必要がある。

- | |
|--|
| <p>3 この章の規定は、図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。</p> <p>4 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定の適用を受けないこととされる行政文書については、適用しない。</p> |
|--|

【趣 旨】

- 1 本条第3項は、名取市図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、当該施設の利用規程等により閲覧等ができることから、この章の規定を適用しないことを定めたものである。
- 2 本条第4項は、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外となる行政文書については、一般の行政文書とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が定められていることから、この章の規定を適用しないことを定めたものである。

【解 釈】

- 1 「その他の市の施設」とは、各公民館、名取市文化会館等の公の施設のほか、図書、刊行物等の一般への閲覧等の事務を行っている市の施設をいう。
- 2 「市民の利用に供することを目的として管理している行政文書」とは、上記の施設において専ら一般の利用に供するために管理されている刊行物等の行政文書をいう。
したがって、これらの施設で管理している行政文書であっても、一般への閲覧等を前提としていない行政事務のために作成され、又は取得されたものはこれに含まれず、この章の適用があるものである。
- 3 法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用を受けないこととされる行政文書には、当該法律の規定が準用され、関係公募等について登記、特許制度と同様な仕組みがとられることとなるものを含むものである。

第3章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第15条 市は、前章に定める行政文書の開示のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表制度の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、情報公開の総合的な推進に関する市の基本的な責務について定めたものである。

【解 釈】

- 1 市民の情報ニーズに的確に対応するとともに、市民の市政参加を促進し、より開かれた市政を推進するためには、市政に関する情報が適時適切に提供される必要がある。
このため、本条は、開示の請求に基づいて行政文書の開示がなされる行政文書開示制度のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、行政文書開示制度と相互に補完し合う関係にある情報提供施策と情報公表制度の充実を図り、情報公開を総合的に推進していくことを明らかにしたものである。
- 2 「情報提供施策」とは、広報紙の発行、インターネットのホームページ開設、行政資料の刊行、報道機関への情報提供など、市民からの請求によらずに、市がその保有する情報を任意に市民に提供する施策をいう。
- 3 「情報公表制度」とは、条例及び規則の公布、財政状況の公表、給与実態の公表など、市民からの請求によらずに、市が法令等により、その保有する情報を公表することが義務付けられている制度をいう。

(情報提供施策等の充実)

第16条 市は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、刊行物その他の行政に関する資料を広く閲覧に供すること等により、その保有する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

2 市は、法令の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実に努めるとともに、市政に関する情報の公表制度の整備に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、情報公開の総合的な推進を図るため、情報提供施策及び情報公表制度の充実について定めたものである。

【解 釈】

1 第1項関係

「広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実」とは、名取市広報その他の広報の媒体等を通じ、広報活動の量的充実等に努めることをいう。

「刊行物その他の行政に関する資料を広く閲覧に供すること等」とは、統計書、白書類、調査・報告書、事業概要等の行政資料を広く市民の閲覧に供するほか、写しの交付の申出に応ずる等情報の提供や行政資料の販売等を行うことをいう。

2 第2項関係

「情報公表制度の内容の充実」とは、法令の規定により義務付けられている情報公表制度についても、より正確に、分かりやすく、利用しやすいものにするよう具体の公表の内容について充実に努めることをいう。

第4章 名取市情報公開審査会

(設置等)

第17条 第13条第1項若しくは第4項の規定による諮問若しくは意見の求め又は情報の公開に関する事項についての実施機関（議会を除く。）の諮問若しくは議会の意見の求めに応じ審査請求等について調査審議するため、名取市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、情報公開の制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

(組織)

第18条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第19条 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審査会の委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認める場合は、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合は、これを拒んではならない。

3 審査会は、第13条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により提出された資料のほか、必要があると認める場合は、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、

この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（審査請求に関する調査審議の会議の非公開）

第26条 第13条第1項又は第4項の規定による諮問又は意見の求めに応じ、審査会が調査審議する会議は、公開しない。

（答申書の公表等）

第27条 審査会は、諮問又は意見の求めに対する答申又は回答をしたとき、又は第17条第2項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

- 2 審査会は、前項の諮問又は意見の求めが第13条第1項又は第4項の規定によるものである場合においては、答申書又は回答書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

（秘密の保持）

第28条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第28条の2 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

【趣 旨】

- 1 本章は、審査会の設置、組織、運営、調査権限等について定めたものである。
- 2 第17条は、第13条第1項の規定による実施機関の諮問若しくは同条第4項の規定による議会の求め、又は情報公開に関する事項についての実施機関の諮問若しくは議会の意見の求めに応じ、審査請求等について調査審議を行うため、市長の附属機関としての審査会を置くとともに、審査会に審議のほか、情報公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関に建議できることとしたものである。
- 3 第18条から第28条の2までは、審査会の組織、任期、会長、会議、審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の閲覧等、調査審議の会議の非公開、答申書の公表等、秘密の保持及び会長への委任について定めたものである。

【解 釈】

- 1 第17条関係
審査会は、市長の附属機関として設置するものであるが、市長以外の実施機関（議会を除く。）

からの諮問若しくは議会からの意見の求めに対しても調査審議を行うものである。

「情報公開の制度の運営に関する重要事項」とは、情報公開制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報公開の総合的推進を図る必要な事項等をいう。

2 第22条関係

(1) 第1項

審査会において迅速で適切な判断が行えるようにするため、審査会委員が審査請求に係る行政文書を実際に見て（インカメラ審理）非開示とする理由となる情報が記録されているかの判断や開示範囲が適切かどうか等について審理することが適当であることから、審査会は、必要があると認めるときは、「開示決定等に係る行政文書」そのものについて諮問実施機関に対し、提示を求めることができることとしたものである。

(2) 第2項

諮問実施機関に対し、審査会から第1項の規定による求めがあった場合は、審議の公平性の観点から、必ず当該行政文書を提出しなければならない義務を課したものである。

(3) 第3項

「必要があると認めるとき」とは、審査会が審議する上で、特に対象となる行政文書が多く、非開示とする理由、事項が複雑に入り込んでいる場合など当該行政文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該行政文書を実際に見分したとしてもなお生ずる適切な判断の困難性がある場合をいう。

なお、本条第3項の規定については、第1項の規定と異なり第2項の規定は適用されないが、このことをもって、第3項の規定につき、審査会の求めを拒否するか否かの判断を諮問実施機関の裁量にゆだねようとする趣旨と解することは適切ではない。この条例が、審査会に本条第3項の権限を付与した以上、諮問実施機関はその求めに応ずるべきものである。

(4) 第4項

「その他必要な調査」とは、専門家から意見を聴取するなど審査会が審議の参考とするためにする調査をいう。

4 第23条関係

第22条から第27条に定める審査会の調査審議の手続きは、行政不服審査法に定める手続きに付加されるものでもあるので、審査請求人等は、この条に基づき審査会に対し、口頭で意見を述べることができる。この規定は、行政不服審査法第25条第1項ただし書きと同様の趣旨によるものであり、諮問実施機関も審査請求人等に含まれるので、この権利が保障される。なお、第2項の規定により、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人と出席することができる。

5 第24条関係

「意見書又は資料を提出することができる」とは、審査請求人等が、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる権利を付与したものである。

6 第25条関係

第1項の閲覧又は写しの交付の対象となる意見書又は資料は、第13条第2項、第22条第3項若しくは第4項又は第24条の規定により審査会へ提出された意見書及び資料である。

7 第26条関係

この条は、審査会の調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

審査会の調査審議の手続は、審査請求に係る開示決定等の適否に関して行われるものであり、公開すると、非開示情報が公になりかねないことから、非公開としたものである。

8 第27条関係

この条は、審査会が答申又は回答を下したときには、審査請求人及び参加人へ答申書又は回答書の写しを送付すること及び答申、回答又は建議の内容を一般に公表すべきことを定めるものである。公表の対象を「答申の内容」としたのは、答申書の中に、審査請求人や参加人の氏名、住所等公表することが不適当なものが含まれているからである。

9 第28条関係

「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、特別職である附属機関の委員には、法令上守秘義務について定めた明文の規定がないので、審査会の機能に鑑み、審査会の委員に対し、守秘義務を課すことを条例上定めたものである。

10 第28条の2関係

第4章の情報公開審査会の運営に関し、第17条から第28条までの規定のほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるということである。

第5章 雑 則

(行政文書の管理)

第29条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

【趣 旨】

本条は、情報公開の根幹をなす行政文書について、その適正かつ円滑な運用を確保するため、適正管理を実施機関の責務として定めたものである。

【運 用】

行政文書の管理に関する具体的な取扱いについては、文書取扱規程等の定めるところにより行うものとする。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第30条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、行政文書開示制度を利用するものの利便を図るため、行政文書の目録等行政文書の検索に必要な資料を作成するとともに、開示請求をしようとするものに対する行政文書の特定に必要な情報の提供等、開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずることを実施機関の責務として定めたものである。

【解 釈】

「行政文書の特定に資する情報の提供」とは、文書件名目録等を一般の閲覧に供すること等をいう。

【運 用】

文書件名目録その他の検索資料の作成等に関する具体的な事務の取扱いについては、規則等及び事務取扱要領等の定めるところにより行うものとする。

(運用状況の公表)

第31条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

【趣 旨】

- 1 本条は、この条例の実施状況について公表することを市長の責務として定めたものである。
- 2 本条は、情報公開制度の実施状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、実施状況を市民に公表することにより情報公開制度の市民の適正な利用及び当該制度の健全な発展を推進する趣旨である。

【運 用】

実施状況の公表は、規則等及び事務取扱要領の定めるところにより行うものである。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

【運 用】

各実施機関が規則等を制定し、又は改正する場合には、実施機関相互間で十分に連絡調整を図るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、次に掲げる公文書等について適用する。
 - (1) 施行日以後に作成され、又は取得された公文書等
 - (2) 施行日前に作成され、又は取得された公文書等で当該公文書等が容易かつ的確に特定できるよう公文書等の保存に関する整備が完了したもの

附 則（平成18年3月15日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月19日条例第37号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月15日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の名取市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月21日条例第21号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第14号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第11号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 3 第4条の規定による改正後の名取市情報公開条例の規定、第5条の規定による改正後の名取市手数料条例の規定及び第6条の規定による改正後の名取市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた処分又は不作為に係る審査請求その他の不服申立てについて適用し、同日前にされた処分又は不作為に係る審査請求その他の不服申立てについては、なお従前の例による。

【趣 旨】

附則は、この条例の施行期日及び必要な経過措置について定めたものである。